

富山赤十字病院地域医療連携室運営規定

(趣 旨)

- 第 1 条 この規定は、富山赤十字病院地域医療連携運営要綱第 4 条の規定に基づき、富山赤十字病院地域医療連携運営委員会（以下「運営委員会」という）の運営・組織等に関し必要な事項を定める。また、富山赤十字病院内に地域医療連携委員会（以下「委員会」という）を設け、運営・組織等が円滑に出来るよう務める。

(組 織)

- 第 2 条 運営委員会は、会長・委員若干名、顧問若干名で組織する。委員会は、委員長・委員若干名、顧問で組織する。
- 2 委員の任期は、いずれも 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

- 第 3 条 運営委員会は、年 2 回定期的に開催する。委員会は、委員長が必要とするとき、随時開催することとする。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、関係者に対し出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(業 務)

- 第 4 条 運営要綱第 1 条の目的を遂行するために、以下の業務を行う。
- 1 開放型病床の運営に関すること。
 - 2 地域医療連携の研修会等に関すること。
 - 3 地域医療連携医師からの、検査予約業務に関すること。
 - 4 紹介患者の取り扱いに関すること。
 - 5 介護保険の申請等にかかる業務に関すること。

(事 務 局)

- 第 5 条 運営委員会・委員会の事務局は、地域医療連携室に置く。

附則

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。